

平成 27 年 10 月 7 日
東海財務局岐阜財務事務所

特殊詐欺被害防止に向けた取組みについて（要請）

本年 3 月に、岐阜県内における特殊詐欺の被害が深刻な状況となっていることを踏まえ、当局から特殊詐欺被害防止に向けた取組みについて要請をさせていただいたところです。

しかしながら、その後も岐阜県内における特殊詐欺による被害の状況は極めて深刻な状態が続いているため、今般、岐阜県警察本部長から、「特殊詐欺被害に遭う機会が多い高齢のお客様が、高額現金を引き出す際に、特殊詐欺ではないと明らかに判断できるお取引を除き、全て警察へ通報を求める新たな対策を講じること」について、県内金融機関への周知方、要請があったところです。

当所としても、特殊詐欺被害の防止は、利用者保護の観点から、極めて重要であると考えており、金融機関においては、特殊詐欺の被害防止へ向けた取組みを積極的に行っていただきたいと考えております。

貴協会におかれましては、傘下金融機関に対して、岐阜県警察本部長からの要請内容を周知していただくとともに、引き続き、関係機関相互間の情報交換を密にして、防犯活動の推進に努めていただくようお願い申し上げます。

以 上